

国、法務省は、法務局の乙号事務労働者を守れ！

直近の 2020 年に行われた入札では、何度も行っても決まらない という異常。2024 年の入札では、2020 年と比較して、落札価格が、 9 億 8 千万円も減少。その受託金額の 95%以上が人件費！

2006 年より法務局乙号事務で競争入札（市場化テスト）が実施され、17 年が経過しました。この間、乙号事務労働者は雇用不安・劣悪な労働条件の悪化が蔓延する一方、仕事内容は煩雑になり「この賃金でこれだけの責任を押付けられるのはあまりにもひどいのではないか」と、乙号事務労働者は日々感じているなかで、公務公共サービス、法務行政を守っています。

現在の受託(2020 年 10 月から 4 年)の入札では、1 回目の開札では 52 手続きのうち、23 法務局で不調(再入札)など、3 回目の再入札が行われ、それでも決まらない法務局では、随意契約や、現受託を半年間延長し、入札して決定という異常な入札でした。さらに、2024 年 10 月からの委託に関する入札が今年 2 月～3 月にかけて行われましたが、今度は、現在に入札時(2020 年 10 月から)と比較して、約 9 億 8 千万円の減額になっています。この減額は、「政府の防衛費増額、子育て支援のための予算に充てるため、各省庁の予算減額が示された」なかで、法務省では、乙号事務の入札における入札予定価格に反映したことであることが明らかになっています。乙号事務の受託は、受託金額の約 95%は人件費であり、それを競争入札することは、人件費、すなわち乙号事務労働者の賃金を低く、抑えられることになります、許されません。

	2020 年 10 月～(a)	2024 年 10～(b)	落札価格の増減(a-b)
落札金額(税抜き)	28,426,586,000	27,442,639,520	-983,946,480

**時給は、東京 1,193 円、九州 896 円で 297 円の格差
(1 日 2,376 円、月(22 日)52,272 円、年間 627,264 の格差)**

乙号事務は全国一律の業務、賃金も一律にすべきだ。

競争入札が繰り返される中で、低価格入札が激化し公務公共サービスの低下と、法務局乙号事務労働者の①低賃金、②雇用不安、③過重労働などを初めとする劣悪な労働条件の実態が明らかになっています。そのことは労働組合の行った 2024 年「雇用・労働条件等の職場実態アンケート」の集約で、5 日勤務のフルタイム職員でも手取り賃金「15 万円以下」が全体で 77%、今の暮らしが「苦しい」が 62%、将来への「不安」は 93% となっており、その実態が厳しいことが明らかになっています。

また、賃金も、労働組合が 2023 年 10 月から 2024 年 2 月にかけてのハローワークの調査では、全国の乙号事務労働者の時給は最低賃金にへばりついているだけでなく、全国の法務局、どこでも同じ業務であるにも関わらず、法務局によって時給の大幅な格差(896 円～1,193 円：格差 297 円)。さらに、同じ企業であっても（日本郵便ワifixサポート 896 円～1,120 円：格差 224 円）大幅な格差があります。

法務局証明書発行業務は知識と経験が必要であり誰でもできる仕事ではありません。国の仕事を委託するなら仕事に見合った賃金設定に国が責任を持つべきです。私たち労働組合は、法務省に対し「経験年数に応じた熟練賃金の設定を行い、最低でも「時給 1,500 円、月給 23 万円」を最低保障とする賃金等の労働条件を明確にすること。そのために必要な人件費を財務省に認めさせ、予定価格を引き上げる」ことを求めています。

乙号事務を守っているのは、非正規の多くの女性労働者です。

乙号事務は、土地・建物、会社・法人の登記事項証明書や会社・法人の印鑑証明書など法務局の登記所が行っている登記事項証明書等の発行業務に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る業務ですが、この業務を守っているのは、圧倒的に多い、非正規の女性労働者です。

今回の入れで、問題企業が多く落札、 ちゃんとした企業だけに受託させろ！

現在受託している企業は、日本郵便オフィスサポート 23 法務局、東武 8 法務局、民事法務協会、東武、テープスタッフグループ、総合人材センター各 5 法務局、その他 3 社 6 法務局です。しかし、民事法務協会を除く多くの企業が受託した法務局では、様々な問題が起こっています。2024 年 10 月からの委託に関する今回の入札では、現在受託法務局が多い日本郵便オフィスサポートは、落札ゼロに、一方、東武が 8 法務局から 12 法務局、総合人材センターが 5 法務局から 16 法務局、民事法務協会が 5 法務局から 10 法務局に、また、これまで受託していなかった、カスタマーリレーションマーケティングが 6 法務局などの結果となっています。

受託会社の日本郵便オフィスサポート、東武などで、パワハラ、 雇い止め、団交拒否、残業代支払われず、更新契約書が 届かないなど労働諸法令が守られていないというヒドイ実態！

日本郵政グループの不祥事が露呈していますが、日本郵便株式会社の子会社で 23 法務局を受託する日本郵便オフィスサポートでは、同じ企業で、同じ乙号事務で働いているにもかかわらず、賃金の大幅な格差（時給約 224 円）、管理者によるパワハラ、相次ぐ退職者、人権侵害の理由をでっち上げて不当な雇い止め、さらに、労働組合の 2019 年春闘要求・団体交渉申し入れに対して、団体交渉拒否を行い（中労委で組合の主張を入れた和解が成立、都労委の不当命令が失効）、8 法務局を受託している東武では、契約更新にあたって、契約更新契約書が届かない、賃金引き上げは最低賃金を下回った者だけ、以前はあった、朝当番の残業代金のかutt、給料明細をスマホに変えられ、印刷は各自処理、印刷機がない人はコンビニでコピーするよう指示された等々、多くの問題があり、労働者の怒りは、大きくなっています。

2024 年アンケートで寄せられた意見でも、日本郵便オフィスサポート、東武の職場から、その実態とともに多くの批判が寄せられています。またこの 2 社以外にも多くの問題点を指摘する意見が寄せられています。これまで日本郵便オフィスサポート、東武の問題については、法務省や市場化テストを所管する総務省・監理委員会に対して、既に再三再四要請のなかで指摘するとともに、法務省には、こうした企業を入れに参加させないよう強く求めてきました。

労働組合の指摘に対して、法務省は、国会議員へのレクチャーで「指摘事項を踏まえて、適切な対応をする」と説明し、さらに文書で、「各事業者における労働条件につきましては、労働社会保険諸法令を遵守している限り、受託事業者の判断に委ねられるべきものであると考えております。仮に、労働社会保険諸法令に違反している事実が当該法令等を所管する機関（労働委員会や労働基準監督署等）から指摘等がされた場合には、当該事実の内容を踏まえて、適切に対処することとなります。」と回答を行ってきています。



法律を遵守できない企業は、落札を取り消し、まともな企業に受託させるべきです。
**「人が定着しない」「いつも人手不足」等々、その大元(原因)は、入札制度にあり、
安すぎる落札価額と、低賃金政策、儲け本位の受託会社の姿勢だ！**

民事法務労働組合 東京都千代田区神田須田町 1-26

芝信神田ビル 8F TEL03-3251-0838 FAX 03-3251-6703

全労連・全国一般東京地方本部 東京都中央区日本橋人形町 3-7-13

日本橋センチュリープラザ 401 TEL03-6661-2773